事務連絡

各区長·自治会長 殿

南城市長 古謝 景春 (公印省略)

事務委託契約の締結について

日頃より地域に活性化にご協力いただき、感謝申し上げます。 みだしのことについて、令和4年度事務委託契約のため、下記により押印のうえ、提出していただきますようよろしくお願い致します。

記

提出物 :事務委託契約書(1通)

提出期限:令和6年4月26日(金) 午後5時まで

備考 :契約書(2箇所)に押印のうえ、ご提出ください。

※個人印での押印をお願い致します。

※事務委託契約の注意事項を熟読ください。

南城市役所 総務部 総務課 担当:古謝(こじゃ) TEL:917-5378

事務委託契約の注意事項!

- ※契約内容(住所、自治会名、氏名、委託金額など)について 間違いがないか確認してください。(裏面もあります)
- ※契約書に使用する印鑑は、個人印です。
- ※押印方法は以下のとおり、押印してください。(2部忘れずに)
- ※提出は、2枚提出し、市長押印後お渡しします。



事務委託契約書

南城市長 古謝 景春(以下「甲」という。)と南城市大里字仲間807番地 役場区長南城太郎(以下「乙」という。)の間に市の事務の委託について、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲は、市の事務で必要と認めるおおむね別紙の事務を乙に委託し、乙はこれを受託 した。
- 第2条 甲は、委託事務の処理を指示する場合は、その処理要領及び期限その他に必要な事 項を併せて指示しなければならない。
- 第3条 乙は、委託を受けた事務を誠実に処理し、その処理期限を遵守しなければならない。 第4条 甲は乙に対し、次の委託料を毎月10日までに前月分を支払わなければならない。
- その契約実口数が1箇月に満たない場合は、日割計算で支払う。ただし、乙が事務委託契 約に違反したときは、甲は、委託料を減額し、又は支払わないことができる。
- 2 委託料は、月額153、000円とする。ただし、甲乙協議の上改定することができる。
- 第5条 この契約の期限は、平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上更新 することができる。
- 第6条 この契約は、甲乙協議により期限内において解約することができる。協議がととの わない場合は、解約の申出の日から1箇月を経過した日に解約したものとみなす。

上記契約の証として、契約書2通を作成して記名押印の上各1通保管するものとする。

平成29年4月1日

甲 南城市長 古謝 景春 印

乙 南城市大里字仲間807番地

役場区長 南城太郎



※令和6年4月26日(金)午後5時までにご提出願います。

※南城市事務委託に伴う配布物事務処理要項も熟読下さい。